

こちらは、テナントビルのオーナー、管理会社等の方へのご案内ページです。

1 申請の流れ

申請の手続きは、大阪市水道局と直接給水契約があるテナントビルのオーナー、管理会社等のみ可能です。なお、「事前申込」と「特例減免申請」の二段階の手続きがあります。

ステップ① 事前申込

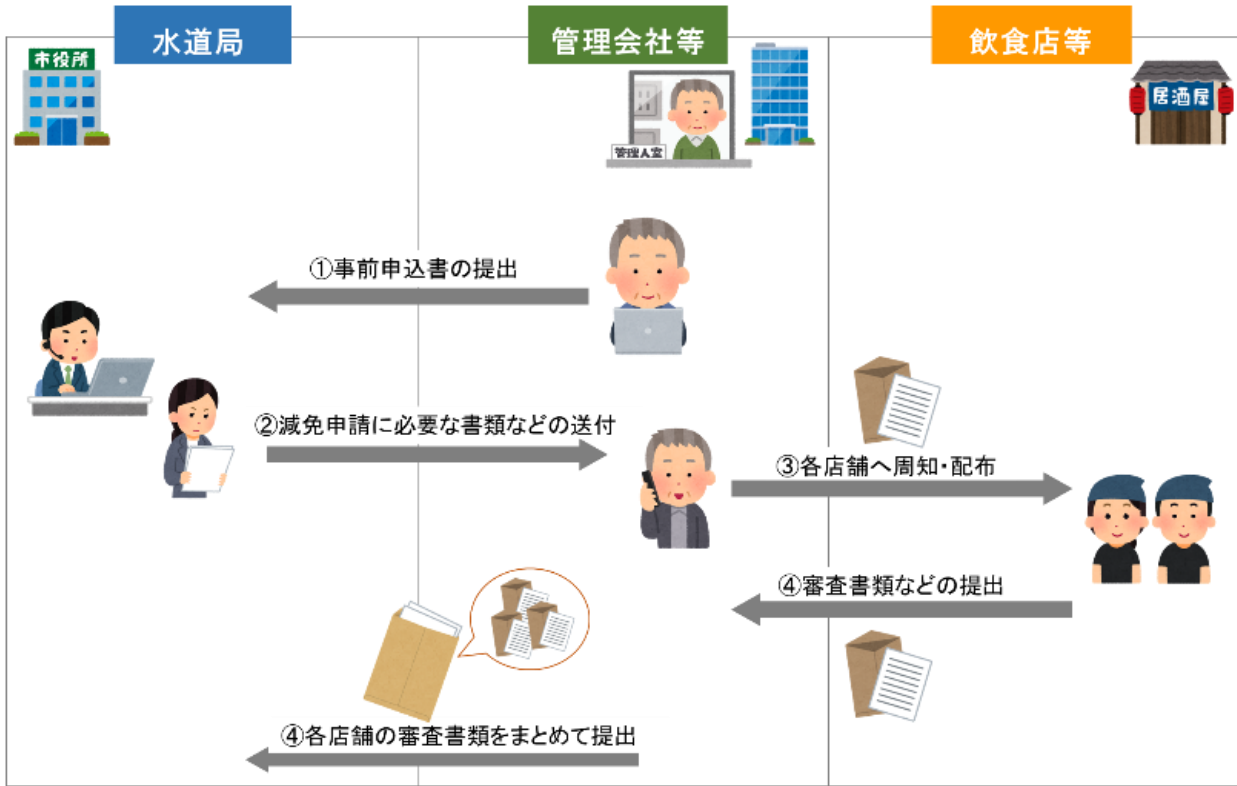
当該建物に入居する酒類を提供している飲食店等について、テナントビルのオーナー、管理会社等にとりまとめを行っていただき、申込みをいただきます。申込内容に基づいて大阪市水道局から申込者（テナントビルのオーナー、管理会社等）へ、特例減免申請に必要な書類等をお送りいたします。

ステップ② 特例減免申請

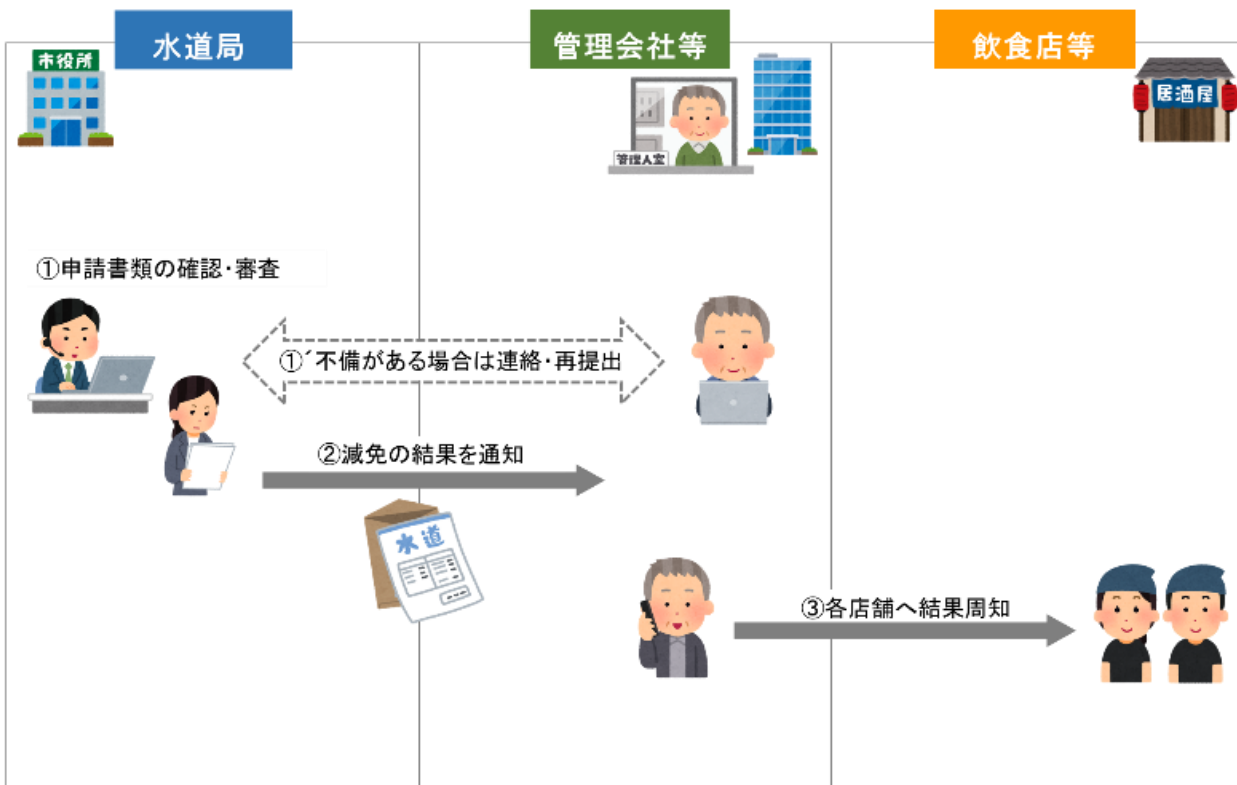
ステップ①で、大阪市水道局からお送りした書類等に基づいて、当該建物に入居する飲食店等から提出された必要書類を、テナントビルのオーナー、管理会社等の方にとりまとめを行っていただき、申請をいただきます。特例減免の決定については、テナントビルのオーナー、管理会社等あてに通知します。

次ページのイメージ図をご参照ください。

飲食店等が入居するテナントビルのオーナー、管理会社等(ステップ①)



飲食店等が入居するテナントビルのオーナー、管理会社等(ステップ②)



2 ステップ① 事前申込

(1) 事前申込の対象者

酒類を提供している飲食店等が入居しているテナントビルのオーナー、管理会社等

(2) 事前申込方法

原則、大阪市行政オンラインシステムからお申込みください（パソコンまたはスマートフォンから申込みが可能です）。

大阪市行政オンラインシステムでの申込みの留意点

- ・申込みには「大阪市行政オンラインシステム」の利用者登録（個人または事業者として登録）が必要です。登録方法は、システム操作マニュアル（利用者情報を登録する）をご覧ください。
- ・迷惑メール設定をされている方は、利用者登録の前に、「@city.osaka.lg.jp」のメールが受信できるよう設定を変更してください（ご使用のスマートフォンの設定によって迷惑メールと判定され、必要な通知が届かない可能性があります）。

オンライン申込がご利用いただけない場合は郵送申込がご利用いただけますので、お電話にてお問合せください。

特例減免コールセンター 電話番号 06-7178-1326

郵送申込の留意点

- ・レターパックなどの郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

(3) 事前申込の受付期間

令和3年3月9日（火曜日）から令和3年7月16日（金曜日）まで

郵送の場合、令和3年7月16日（金曜日）の消印有効

(4) 水道局から送付する書類

次のア、イについては、テナントビルのオーナー、管理会社等あてにまとめて送付します。イについては、当該建物に入居している酒類を提供している飲食店等へお渡しください。

ア テナントビルのオーナー、管理会社等向け

- ・ 特例減免申請関係書類一式

イ テナントビル等に入居している酒類を提供している飲食店等向け

- ・ 制度案内
- ・ 申請書類一式
- ・ 申請書類を封入する封筒

3 ステップ② 特例減免申請

(1) 特例減免申請方法

レターパックなどの郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

【送付先】

〒559-8558 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
アジア太平洋トレードセンター(ATC) ITM棟9階
大阪市水道局総務部お客さまサービス課特例減免制度担当

(2) 特例減免申請期間

令和3年4月20日(火曜日)から令和3年7月31日(土曜日)まで

令和3年7月31日(土曜日)消印有効

(3) 特例減免申請必要書類

ア テナントビルのオーナー、管理会社等にご用意いただく書類

- ・申請書
- ・誓約書
- ・水道料金等内訳表(申請の対象となる入居店舗分)

【すでに納入通知書またはクレジットカードで水道料金等をお支払いいただき、還付をご希望の場合は、以下の書類も必要です。】

- ・口座番号の分かるもの(通帳の写しやインターネットバンキングの画面の写し)

イ テナントビル等に入居している酒類を提供している飲食店が、テナントビルのオーナー、管理会社等にご提出いただく書類

- ・誓約書
- ・食品衛生法に基づく飲食店営業許可証の写し
- ・酒類の提供がわかるメニュー表の写し等
- ・売上額の減収内容を証する資料(令和元年と令和2年の売上額を比較できるもの)
- ・対象店舗の情報(飲食店等の要件等確認用)